

第51回臨時会

# 伊方町議会会議録

令和2年11月2日 開会

伊方町議会

第 5 1 回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和 2 年 1 1 月 2 日	
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場	
開会（開議）	1 1 月 2 日 1 0 時 0 0 分宣告	
応招議員	1 番 高月 芳人 2 番 木嶋 英幸 3 番 末光 勝幸 4 番 清家慎太郎 5 番 福島 大朝 6 番 菊池 隼人 7 番 山本 吉昭 8 番 小泉 和也 9 番 中村 敏彦 10 番 吉川 保吉 11 番 阿部 吉馬 12 番 吉谷 友一 13 番 菊池 孝平 14 番 中村 明和 15 番 高岸 助利 16 番 竹内 一則	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	9 番 中村 敏彦 (PM)	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総合政策課長兼産業課付課長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 付 課 長 田中 洋介 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起	
町長提出議案の項目	議案第 87 号 町長の専決処分事項報告について (令和 2 年度伊方町一般会計補正予算 (第 6 号) ) 議案第 88 号 町長の専決処分事項報告について (令和 2 年度伊方町一般会計補正予算 (第 7 号) )	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	木嶋英幸議員に対する懲罰の件 木嶋英幸議員に対する懲罰の動議 懲罰特別委員会の選任 懲罰特別委員会の閉会中の継続審査の件 四国電力伊方発電所 2 号機の廃止措置計画の妥当性について付託	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)	
	1 番 高月 芳人議員	3 番 末光 勝幸議員

## 伊方町議会第51回臨時会議事日程

令和2年11月2日(月)

午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 町長の専決処分事項報告について  
(令和2年度伊方町一般会計補正予算(第6号)) (議案第87号)

〃 第 4 町長の専決処分事項報告について  
(令和2年度伊方町一般会計補正予算(第7号)) (議案第88号)

〃 第 5 木嶋英幸議員に対する懲罰の件

追加日程 第 1 木嶋英幸議員に対する懲罰の動議

〃 第 2 懲罰特別委員会委員の選任

懲罰特別委員会の閉会中の継続審査の件

四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について付託

1 閉会宣告

### 開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。

これより、伊方町議会第51回臨時会を開会いたします。

只今の出席議員は、全員であります。

### 町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに伊方町議会第51回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、開会の運びとなりましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、今臨時会に提案する案件でございますが、町長の専決処分事項報告の補正予算が2件でございます。ご審議のうえ適切にご決定賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してありであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 高月芳人議員、3番 末光勝幸議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1日と決定いたしました。

## 議案第 87 号

○議長（竹内一則） 日程第 3「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）」議案第 87 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 87 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算第 6 号の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、本年 9 月の台風 10 号により被災した学校施設の災害復旧等に要する費用でございまして、急を要するため令和 2 年 9 月 29 日付にて、専決処分したものであります。予算額は、歳入歳出それぞれ 261 万 4 千円を追加し、総額を 103 億 409 万 7 千円としたものであります。歳出の主なものといたしましては、11 款災害復旧費に学校施設災害復旧事業として、291 万 2 千円を計上いたしております。これに対します、主な歳入は 15 款国庫支出金に現年災害復旧費負担金として 174 万 2 千円を計上いたしております。21 款諸収入に公有建物災害共済金として、87 万 2 千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 87 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）」は、原案のとおり承認されました。

## 議案第 88 号

○議長（竹内一則） 日程第 4「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 7 号）」議案第 88 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 88 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算第 7 号の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、インフルエンザ及び新型コロナウイルスの同時流行を防止するため、今年度限り町内医療機関でのインフルエンザワクチン接種の自己負担を無償化するための予算計上でございまして、急を要するため令和 2 年 10 月 1 日付にて、専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出の予算総額の変更を行わず歳出予算科目の組み替えを行ったものでございます。歳出の組み替えといたしまして、4 款衛生費に 10 月 1 日から実施されたインフルエンザワクチンの接種に係る自己負担を無償化するための経費として 1,776 万 9 千円を計上し、2 款総務費に組み替え用財源として財政調整基金 1,776 万 9 千円を減額いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 7 号）」は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。議員各位は、全員協議会室へお集まりください。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 10 時 8 分

---

再開 11 時 10 分

### 木嶋英幸議員に対する懲罰の件

○議長（竹内一則） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第 5「木嶋英幸議員に対する懲罰の件」を議題とします。懲罰特別委員会審査報告書の写しを書記に配布させます。

地方自治法第 117 条の規定により、木嶋議員は除斥の対象となりますので、退席を求めます。木嶋議員、退席をお願いします。

本件について、委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家委員長

○懲罰特別委員長（清家慎太郎） それでは、懲罰特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、9 月 15 日の本会議において委員 6 名をもって設置され、木嶋英幸議員に対する懲罰の件の審査を付託されたものである。この件について、慎重に審査を行った結果を伊方町議会会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告する。

1、懲罰審査対象の議員 伊方町議会議員木嶋英幸

2、懲罰審査の対象となる理由 令和 2 年 9 月 8 日上記議員の一般質問における発言中、特定非営利活動法人佐田岬ツーリズム協会の理事会を侮蔑する発言が地方自治法第 132 条に違反すると思慮されるため。

### 3、審査の経過、概要

#### 1、伊方町議会懲罰特別委員会の設置及び委員会の開催

本委員会は、令和2年9月10日付で、提出者の清家慎太郎議員、小泉和也議員の連署により、木嶋英幸議員に対する懲罰動議が提出されたため、令和2年9月15日に伊方町議会委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置され、同条例第8条第4項の規定により、6名の委員が議長により指名された。同日、同委員会を招集し、委員長に清家慎太郎議員、副委員長に高月芳人議員を選任した。

以後、下記の通り3回にわたって委員会を開催し、慎重に審査が行われた。

令和2年9月24日

伊方町議会第62回定例会音声記録により、審査の対象となる発言箇所を確認

令和2年10月6日

第62回定例会伊方町議会会議録により、改めて審査の対象となる発言箇所を確認

参考人招致による事実確認及び審査の参考とするため特定非営利活動法人佐田岬ツーリズム協会理事会音声記録の確認

令和2年10月14日

審査の参考とするため特定非営利活動法人佐田岬ツーリズム協会理事会議事録の確認

審査結果のまとめ

懲罰の種類の設定

#### 2、懲罰特別委員会での審査

伊方町議会第62回定例会での木嶋英幸議員による一般質問中の発言は、地方自治法第132条中の「無礼の言葉を使用」に該当するものであると思慮された。ここでいう「無礼の言葉」とは、議員が議会の会議に付された事件について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉をいうものとされている。このことを踏まえ、審査対象となる木嶋英幸議員の発言箇所を次のとおり拾い出し、それぞれの発言について審査を行った。

発言①「なかなか体をなしていない、すごく失礼な言い方にはなりますけど・・・な組織に見えます。ゆえに僕は解散したほうがいいんじゃないかとそんなふうに思っております。」

【審査内容】町から補助を受けている団体とはいえ、議員が一特定の民間組織に対して言い及ぶ限度を越しており、また存在の価値がないという印象を与える発言は、当該協会の信用やイメージを大いに低下させるものであり、無礼の言葉を使用した発言である。

発言②「新たな指定管理者から共益費とやらの名目で10万もの家賃をお支払いしていると聞きました。」

【審査内容】光熱水費・浄化槽維持費・清掃費用などの共益費は、家賃とは性質が異なり、当然に支払うべきものである。家賃の支払いはなく、当該協会の理事会において町の担当課の説明もあり、理事会としても承知している案件であるにも関わらず、内容を正しく理解しない

まま事実と異なる発言をすることは、当該協会さらには指定管理者にあらぬ疑念を抱かせ、信用を著しく低下させるものであり、不適切な発言である。

発言③「当初予算や補正予算で賃貸契約がなされていることは一向に知りません。」

【審査内容】そもそも賃貸契約は結ぶ必要がなく、存在しない。存在しないものを在るかのよう発言することは、誤解や疑念を生じさせることとなり、不適切な発言である。

発言④「理事会の議事録を聞かせていただいたり、見せていただきました。」

【審査内容】当時、議事録はまだ作成されていなかったことを確認。つまり音声記録も非公式のものであると判断される。議員が公式でないものを根拠に発言することは、議会の秩序を乱すものであり不適切である。また、議事録が作成されていないことから、「見せていただきました。」という発言は虚偽である。

発言⑤「事務局長が答弁をしようとする、パワハラといえるような怒声で言葉をシャットアウト。スカート姿で事務処理に来ていた局長に対して「そんな格好で仕事になるか」などと完全にハラスメントと言えるような個人攻撃。そんな発言を誰一人止めようとしなない理事者たち。」

【審査内容】ハラスメントは、当人間の問題であり、非常にデリケートな問題であるから、議員自らの解釈で判断し言及するべきものではない。また、当該協会の理事会議事録を確認したところ、「そんな格好で仕事になるか」という発言は確認されず、虚偽である。内容も誇張された言い回しとなっており、当該協会及び対象理事の名誉を著しく棄損する、無礼の言葉を使用した発言であった。

発言⑥「NPO という組織は、それこそ誰でも公開される組織です。で、聞くこともできます。」

【審査内容】NPO とはいえ、全て情報公開する義務はない。情報公開義務のある書類等は、特定非営利活動促進法第 28 条第 2 項において定められており、その定められたものの中に、議事録や音声記録は含まれない。ただし、法人（理事会）の承認が得られれば閲覧することは可能となっている。自身の間違った解釈で発言をすることは、議員として勉強不足であり、町民の皆さんの誤解を招いた結果となり、不適切な発言であった。

以上が審査の詳細である。

このように、木嶋英幸議員の発言は、調査不足で全体的に根拠に乏しく、公式な証拠に基づかず、自らの解釈による発言が多く見受けられ、さらには虚偽の内容も含まれる。このような発言は、副議長という要職にありながら、議会の秩序を乱し、品位を汚し、信用を失墜させるものである。また、発言は特定の民間組織に関するものであり、その内容は当該組織の信用を大いに低下させるものであり、議員の発言としては甚だ不適切であった。

今後、伊方町議会の秩序を維持し、品位を保つため、また、議会に対する町民からの信頼を回復させ円滑な議会運営を図るために、木嶋英幸議員には懲罰を科すことが妥当であるとの結論に至った。

#### 4、審査の結果

以上のことから、木嶋英幸議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第2号の規定による、公開の議場における陳謝を科すことに全会一致で決定した。

陳謝文については、別紙のとおりである。

以上で、報告を終わります。

○議長(竹内一則) 木嶋議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。お諮りいたします。これを許すことにご異議ありませんか。異議ありますので、起立によって採決します。この申し出に賛成の方は、お起立願います。起立少数です。

よって、木嶋議員の一身上の弁明の申し出に同意することは否決されました。

これより質疑に入ります。委員長報告に対する質疑ありませんか。

○議員(菊池孝平) 議長

○議長(竹内一則) 菊池議員

○議員(菊池孝平) 委員長さんに質問なんですけど、一般質問の途中再質問の時に、休憩動議が出たんですが、こういうことは議員に対する無礼な行動ではないんでしょうか。

それと再開をして、再々質問に入る前にこういう懲罰動議を出すのであればなぜ議長に宣言して一言注意というか言葉には気を付けてください。というぐらいのことは、議会運営委員長としてそういう配慮はできなかつたんでしょうか。一つお伺いします。

○議員(清家慎太郎) 議長

○議長(竹内一則) 清家議員

○議員(清家慎太郎) 再質問から再々質問に移る間に休憩というのは過去にも例があったと思うんですけど、そんなに無礼なこととは感じてはおりません。この当日、質問中に一言議長に注意を促すようにというものでございましたが、内容的に人に違法行為にあたるようなハラスメントをおこなったような発言があったという濡れ衣を着せるような大きな問題でしたので、慎重な判断を期す必要がありましたので、当日その場でということは、できませんでした。

○議長(竹内一則) 委員長報告に対する。これ。他ございませんか。(「なし」の発言あり) ないようですので、委員長報告に対する質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) これより質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議員(山本吉昭) 議長

○議長(竹内一則) はい、山本議員

○議員(山本吉昭) 今回のことで、今ほど菊池孝平議員さんもおっしゃられておりましたが、本来であればこういうことって、やはり議会運営委員長が調整をして、こういう懲罰までに当たらないというのが本来のやり方だと思います。こういうことにつきましては、私はこのことについて反対でございます。

○議長(竹内一則) 他に、次に賛成の討論をお願いします。賛成の方討論ありますか。

○議員(清家慎太郎) 議長

○議長（竹内一則） 慎太郎議員、ごめん。清家議員

○議員（清家慎太郎） 今回の発言というのは、過去に例がないほど悪質な要素を含む発言でございまして、まずもって言ってもいない発言を捏造して、人を違法行為扱いするというとても看過できないことができないような発言がございました。それ以外にも・・・だと思えますけれども、ありもしない賃貸契約があると言ったりとか、ありもしない家賃をあると言ったりとか、著しい調査不足の発言がありましたので、このように人に罪を着せたり調査不足の発言を続けるということは、伊方町議会の品位を汚し信用を失墜させますので、ここで何らかの措置が必要だと思えますので、私は本件に賛成いたします。

○議長（竹内一則） 続いて、反対討論ありませんか。

○議員（菊池孝平） はい

○議長（竹内一則） 菊池孝平議員

○議員（菊池孝平） 議事録見てもそんなに懲罰に値するような言葉は、言うたらんし、議員の発言を制限するような行動は私は反対。やはり議員は自由な発言ができるようにせんと委縮してしまったら、言うたら議会改革も伊方町の改革もできんようになりますので、私はこの懲罰に対しては、反対です。

○議長（竹内一則） 賛成議員の方ありません。

○議員（中村明和） 議長

○議長（竹内一則） はい、中村議員

○議員（中村明和） 私は、木嶋議員、釈明の機会があったと思うんですよ。釈明の機会で釈明するのかなと思ったら、逆にその裁判とかなんとか言いだしたもので、これはちょっと度が過ぎてるんじゃないかなと思ったんです。それと、懲罰特別委員会になぜその3対3ぐらいの委員にならんかったのかっていうぐらい私は不思議やった。挙手した、おそらくした、メンバーから選んだと思うんですよ。そやから、木嶋議員の擁護するんであれば何でその委員会に議員の皆さんが入らんかったのか手を挙げなかったのかそれが不思議でならない。私は、釈明の機会を与えているのに関わらず木嶋議員の反省がなかったということで、これはやむなしだと思います。はい。

○議長（竹内一則） 次に反対議員の討論を行います。反対議員の方。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（竹内一則） 高岸議員

○議員（高岸助利） 私は、この9月8日の会議録も10回程読み返してみたんですけど、侮辱に当たるというような部分は、1箇所も見つけることはできませんでした。これは今の理事者に当時のツーリズム協会の在り方、今後をお伺いする中で出た言葉で、このくらのことはですね、どこの議会でも今までもこの議会でもいくらでもありました。私は個人的な感情がものすごく入っていると思います。本来ならですね、はなはなの協議をする時に理事者からも将来のツーリズムはこうなりますと、提案があつて然るべきだし、私達議員もやっぱりツーリズム

協会どのようになるのかという議論を私らするべきだと思し、木嶋議員は真摯にそのことに対して、町に対してどのようにするのかお伺いした中での言葉であって、非礼にあたるとは私は思っておりません。よって、反対いたします。

○議長（竹内一則） 賛成議員の方、討論をお願いします。小泉議員

○議員（小泉和也） ここで賛成、反対とかいうのもおかしい話なんですけど、懲罰委員会の決定はでとるんで、まず1つはね、虚偽、議員の発言に嘘があったのは明らかでしょう。報告の中で、これは懲罰委員会でちゃんと調査をして、この部分の発言に対してはこうですよというのが出てますから、嘘があるということ、それと私が一番問題にしてるのは、賃貸契約ですよ、いいですか、指定管理とツーリズムが賃貸契約をしてると、いかにも不正をしているというような言い方をしてるわけですよ。それを住民が聞いたら、ツーリズムにしても指定管理業者にしても信頼がなくなるんですよ。ここが一番の問題なんですよ。個人、団体、侮辱したり、名誉を傷つけたりする、議会ではあつたらならないことですよ。大きな問題なんですよ、軽く考えたらいかんのですよ。名誉を傷つけられた業者は信頼を回復するためにはどれだけの労力と費用が掛かるか、これを科せとるんですよ。そういうことは、許されんでしょう。議会は。これぐらいのことで、こういう大きな問題で陳謝ぐらいでは本当は済まないんですけど、今回懲罰委員会では、ここで抑えてるだけですよ。それを分かってもらいたいんですけどね。

○議長（竹内一則） 他に反対討論ありませんか。（「なし」の発言あり）ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより木嶋英幸議員に対する懲罰の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は委員会起草による陳謝文により木嶋議員に陳謝の懲罰を科すことです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。起立多数と認めます。よって、木嶋議員に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

木嶋議員の入場を求めます。木嶋議員の入場を求めます。

只今の議決に基づいて、これから木嶋議員に懲罰の宣告を行います。木嶋議員に陳謝の懲罰を科します。これから木嶋議員に演壇にて陳謝をさせます。木嶋議員に陳謝文の朗読を命じます。木嶋議員、演壇お願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 先ほど、調査結果の報告を聞かせていただきました。が、私はこの件に関して、受け入れができませんので、陳謝文は読むことはできません。失礼します。

○議長（竹内一則） 木嶋議員、議会で議決された陳謝文によって行う公開の議場における陳謝を拒否するということですか。

○議員（木嶋英幸） はい。

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、陳謝文は読みません。

○議長（竹内一則） 以上で、休憩に入ります。暫時休憩、再開は呼鈴でお知らせいたします。

休憩 11時35分

---

再開 11時55分

### 木嶋英幸議員に対する懲罰の動議

○議長（竹内一則） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を再開します。

只今、清家議員他5人から地方自治法第135条第2項の規定によって、木嶋英幸議員に対する懲罰の動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決いたします。この採決は、起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は、起立願います。起立多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。追加日程第1「木嶋英幸議員に対する懲罰の動議」を議題とします。動議の写しを書記に配布させます。

地方自治法第117条の規定により、木嶋議員は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 木嶋英幸議員に対する懲罰の動議、上記の動議を次の理由を付け会議規則第110条第1項の規定により提出します。理由、令和2年11月2日上記議員が地方自治法第134条、伊方町議会会議規則第113条に違反したため。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。提出者の説明に対し、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。

よって、本件については、委員会条例第7条の規定により、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し、審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、本件は6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。議員各位は全員協議会室にお集まりください。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 11時55分

---

再開 13時00分

## 懲罰特別委員会委員の選任

○議長（竹内一則） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。追加日程第2「懲罰特別委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、ここから、追加、お諮りいたします。懲罰特別委員会委員の選任をおきましては、委員会条例第8条第4項の規定によりお手元に配布いたしました名簿のとおり議長において指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。お諮りいたします。懲罰特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長相互の互選を行うため、懲罰特別委員会を開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から懲罰特別委員会を開催いたします。なお、懲罰特別委員会の招集通知は配布いたしませんので、よろしくお願いたします。懲罰特別委員会委員は、全員協議会室へ移動願います。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13時05分

---

再開 13時40分

○議長（竹内一則） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に懲罰特別委員会において、正副委員長相互の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

懲罰特別委員会委員長に、清家慎太郎議員。副委員長に、高月芳人議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。只今、懲罰特別委員会委員長から伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、木嶋英幸議員に対する懲罰に関する事項について、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、木嶋英幸議員に対する懲罰に関する事項について継続審査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり次期定例会までの閉会中の間、継続審査をすることに決定しました。

木嶋議員の入場を求めます。

お諮りいたします。原子力発電対策特別委員会においては、委員長からの申し出により次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について継続審査となっておりますが、四国電力伊方発電所 2 号機の廃止措置計画の妥当性について調査するためこれを原子力発電対策特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、四国電力伊方発電所 2 号機の廃止措置計画の妥当性についての調査は原子力発電対策特別委員会に付託することに決定しました。

### 閉会宣告

○議長（竹内一則） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長からの挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案をいたしました議案に対しまして、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。

実りの秋を迎え、過ごしやすい時期となりました。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（竹内一則） これをもちまして、伊方町議会第 51 回臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 13 時 45 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員